



2020年5月14日

各位

会社名 日糧製パン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉田勝彦
 (コード:2218、札証)
 問合せ先 取締役 北川由香里
 (TEL.011-851-8188)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月26日開催予定の第86期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるものがあります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員²の範囲を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任免除) 第29条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役の損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除) 第39条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役の損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月26日(金)
 定款変更の効力発生日 2020年6月26日(金)

以上